

中越3署（長岡・小出・十日町）で、

木建現場の一斉パトロールを実施しました！

長岡・小出・十日町労働基準監督署では、10月第1週に、木造家屋建築工事現場に対して一斉にパトロールを実施しました。

中越に所在する3署では、平成28年度から『木建足場からの墜落・転落災害防止対策強化プロジェクト ～～ブラッシュ・アップ！！足場先行工法～～』を立ち上げ、2年間にわたる取組みを展開中です。

平成28年度の中越3署における統一重点事項は、次の3つの事項です。

- ・ 足場は本足場とすること。
- ・ 床材と建地の隙間は12cm未満とすること。
- ・ 作業主任者（足場・木建）を選任し、職務を励行させること。

今般、各署管内で工事が本格化する時期を捉えて、3署が一斉にパトロールを行い、のべ30現場に対する指導を実施したものです。



パトロールの結果、多くの現場で改善を要したのは、「物体の落下による危険防止措置が講じられていない」、「建地の間隔が1.85m以下となっていない」、「足場の点検結果を記録し、保存していない」でした。

また、「墜落危険のある開口部に手すり等を設けていない」という労働災害に直結しやすい違反がみられる現場も複数見受けられました。（結果概要は、別紙をご覧ください。）

十日町監督署一斉パトロール実施中！

元方事業者である工務店、関係請負人である職別事業者の方々は、互いに協力して、木造家屋工事における労働災害の減少に向けた取り組みをお願いいたします。

<パトロール結果(概要)>

1 文書指導率 86.7%(30現場中26現場) [うち使用停止等命令処分率 13.3%(4現場)]

2 指導内容

・ 1現場あたり指導事項件数 5.6 (指導事項総数 167)

・ 指導事項別件数 (上位5つ)

「物体の落下による危険防止措置が講じられていない」 14現場

「建地の間隔が1.85m以下となっていない」

(本足場とすべき現場で前踏みが不足している) 14現場

「足場の点検結果を記録し、保存していない」 13現場

「足場の組立て、一部変更の後、請負人に足場を使用させる際、作業を開始する前に、墜落防止用設備を点検していない。」(これは、平成27年の改正事項です。)..... 11現場

「作業床面から高さ30~50cmの高さに中さんを設けていない。」 9現場

3 平成28年度の中越3署における統一重点事項の状況 (否と判断され、改善を要するもの)

「足場は本足場とすること。」40.7%(27現場中11現場)

「床材と建地の隙間は12cm未満とすること。」24.1%(29現場中7現場)

「作業主任者(足場・木建)を選任し、職務を励行させること。」34.5%(29現場中10現場)

4 << 好事例 >>



建方作業中、躯体内部に防網を張るなどにより墜落防止措置を講じてください!(労働安全衛生法第21条第2項、労働安全衛生規則第518条第2項、519条第2項)

防網